

第7回  
介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会  
議 事 要 旨

開催日：平成18年6月12日（月）  
場 所：厚生労働省専用第22会議室

第7回介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会  
議 事 要 旨

- 1 日 時： 平成18年6月12日（月） 16：00～18：00
- 2 場 所： 専用第22会議室（18階）
- 3 出席者： 阿部正浩、井部俊子、江草安彦、京極高宣、國光登志子、高橋福太郎、  
田中雅子、対馬徳昭、中島健一、樋口恵子、廣江 研、堀田 聡子、  
榊田和平、綿 祐二、和田敏明の各委員  
＜事務局＞  
中村秀一 社会・援護局長、石塚 栄 総務課長  
矢崎 剛 福祉基盤課長、成田裕紀 福祉人材確保対策室長、  
後藤憲治 福祉人材確保対策室長補佐、石原美和 介護技術専門官
- 4 議 事：
  - ◎ 検討会報告書とりまとめに向けての骨子
  - ◎ 資格制度のあり方
  - ◎ 教育内容（カリキュラム・シラバス）の充実
  - ◎ 実習のあり方
  - ◎ 介護福祉士養成施設のあり方
  - ◎ 資格取得後の生涯を通じた能力開発とキャリアアップ

(後藤補佐) それでは始めたいと思います。御多用のところ御参集いただきまして、まことにありがとうございます。ただいまから第7回介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会を開催したいと思います。なお阿部委員からは少しおくれるという御連絡をいただいております。また局長は国会用務のため、おくれて出席をいたします。よろしくお願いいたします。

(京極座長) 本検討会もこれまで1月以降6回に及びまして、委員の皆様の御発表、そしてゲストスピーカーの御発表、事務局からの説明とございまして、広範かつ多様な意見交換を行いました。今後これらの議論を踏まえまして、本検討会としての一定の意見集約、報告書の取りまとめに向かっていきたいと思っております。

本日は事務局の方で、これまでの検討会の議論を踏まえました、一定の改革の方向性の資料をまとめてもらっています。まず事務局より本日の資料の全体像について、御説明をお願いします。

(矢崎課長) ただいま座長からもお話がございましたが、これまで縷々御議論をいただいておりますけれども、本検討会の一定の意見集約、報告書の取りまとめというのを今後お願い申し上げたいと思っております。

この報告書の取りまとめに先立ちまして、これまでの本検討会の御議論をベースに、私どもなりの介護福祉士制度の見直しについての考え方を、座長にも御相談しつつ、本日御用意させていただきました。

まず資料1というものをござんいただきたいと思っております。検討会報告書取りまとめに向けての骨子というものでございます。これはいわば報告書の全体構図のイメージでございます。4月24日に御議論をいただきましたこれまでの主な論点をベースに、私どもで作成したものでございます。

ローマ数字のⅠの介護福祉士を取り巻く状況から、Ⅷの魅力とやりがいのある職場づくりまででございます。本日は、このうちⅢの資格制度のあり方から、Ⅶの資格取得後の生涯を通じた能力開発とキャリアアップ、ここまで別の資料を用意させていただいておりますので、これについて御議論をお願い申し上げたいと思っております。

また本日の進め方でございますけれども、資料2の資格制度のあり方、資料3の教育内容の充実、資料4の実習のあり方、これは相互に関連する部分もございまして、一括して御説明申し上げ、御議論をいただければというふうに考えております。

その後、資料5の介護福祉士養成施設のあり方、資料6の資格取得後の生涯を通じた能力開発とキャリアアップについて御説明申し上げ、御議論をいただければというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

それでは引き続きまして、事務局の方から今申し上げたような段取りで、資料2以下につきまして、説明をしたいと思っております。

(成田室長) 資料2説明

(石原専門官) 資料3、資料4説明

(京極座長) どうもありがとうございました。それでは次に、この事務局からの御説明について、御発言、御意見を求めたいと思っております。どうぞ御自由に。

(高橋委員) 質の高い介護福祉士の養成のために、福祉系高校もこれまでは、1190時間といったようなことが、基準としてあったわけです。今後1800時間ということが、恐ら

く基準になってくるであろう。こういうふうを受け止めます。

そういう中で、今室長さん並びに専門官から御説明いただいたわけですが、教育内容の充実、むしろこれはいいことです。それから施設実習の充実といったようなことが、あるわけですね。今現実的に福祉系高校も、あるいは養成校、専門学校も含めて、それぞれの施設に実習のお願いに参ります。

私は青森県出身ですから、青森県の場合においては、一定の中心校がみんな関係するところを集めながら、調整を全面的にとって、次年度いろいろと配分してやっているわけです。これが今のところ現実的に、施設に対しても多くの負担をかけてパンク状態になっているということが現実にございます。

そういうことで実習の時間数を多くして、そして質の高い介護福祉士の養成に、反対しているわけではありませんけれど、これを例えば福祉系高校なり、専門学校なり、特定大学だけに施設の実習依頼とかそういったものでは、これはなかなか限度になる。

今、介護福祉士の資質向上に合わせて、厚生労働省の方におかれまして、そういうさまざまな形の施設に対して、大変なのは日ごろ見てわかるんです。我々のために負担が大きくて、施設の業務が支障を来すほど、我々は負担をお願いしているわけです。そういったことを少しでもお互いに解消しながらいい方向へ行くという意味で、グループホームもその対象にしたかどうかということの御説明が今ございましたが、少し質のいい、そういったグループホーム等においても、実習としてそれを認定してくれるとかといったような事柄について、きちんと法的に拘束力を持って、やっていただければ大変ありがたいと、感じております。以上です。

(京極座長) 実習先の確保は、各校とも大変です。県立高校の場合ですと、県庁の行政指導が強いです。民間になりますとなかなか大変だと思いますので、社会福祉協議会や経営協その他、施設側に対して厚生省の行政指導をきちんとやってもらいたいという御要望でございました。ほかにどうでしょうか。では中島委員。

(中島委員) 資料2の最後の4ページの資格取得ルートの見直し案というところですが、右から2番目の介護職員基礎研修を受け、実務2年以上で受験資格を与えるということですが、現状から言えば、多くの方はヘルパー2級ぐらいの資格で入って、3年間たつと、自動的に資格が得られるということです。ヘルパー2級が、介護職員基礎研修で少し厚くなったということはあるんですけども、ここは今と余り変わらないなといえますか。介護職員基礎研修を受けて現場にいれば自動的にという従来からのイメージどおりだということところが、ちょっと気になっております。

介護職員基礎研修が500時間にふえたといえども、1800時間になろうかという介護福祉士の養成課程に比べると、まだまだ足りない部分というのがあるかと思えます。したがって介護職員基礎研修で入って、実務2年を経て、並行してでもいいと思うんですけども、介護福祉士の養成カリキュラムにあつて、介護職員基礎研修にはない内容とか。あるいは介護技術講習の内容とか、そういうふうな少し介護職員基礎研修を受けて、現場に入ったといっても、プラスアルファの何らかの教育を受けつつ、あるいは受けて受験資格というのが適当ではないかというのが1点。

それから実技試験というのを残すという事務局の提案なんですけれども、私は個人的には5分間で実力を見るというのは、果たしてどれほどの意味があるのか、実力をとらえら

れるのかなという気がしております。

介護技術講習が入ったという経緯も恐らくそういうところにあるのだろうと思います。そのとき、実技試験をやめられなかったというのは、簡単には法改正はできないということで、今まで残ってきたのだろうと思います。

今回法改正を伴ってやるという、そうそうできないことをやるせつかくの機会ですので、私としては実技試験というのはやめて、介護技術講習1本に絞る。あるいは、この絵の一番右側の養成施設の6カ月または通信1年という、この内容の中に介護技術講習の内容も含んでしまう。さらには先ほど申し上げた、右から2番目の介護職員基礎研修プラスアルファのアルファの中に介護技術講習の内容を含んでしまう。それから右から3番目の福祉系高校1190というのも、足りないといっているわけですから、実務経験9カ月プラスアルファのアルファの部分に、そういう内容を入れてしまうということで、介護技術講習の養成カリキュラムの中に含めてしまって、実技試験というのを廃止してはどうかなという意見を持っています。

最後に資料3の介護技術の内容なんですけれども、介護技術については、ぜひ〇を一つ、二つふやしてほしいというふうに思っています。一つは、介護技術というのは、サービス利用者の方の尊厳を支援するという、そのような視点に貫かれた学習をするというような、その後の5ページに絵がかいてあって、一番上に尊厳を支えるケアの実践というのが目標としてあるわけなんですけれども、本文中にちょっとそれが少ないと思います。3ページの介護技術についての〇で、ぜひ尊厳を支えるケアを貫いた学習をするということを入れていただきたい。

それからもう一つ、できれば在宅、施設、居住場所を問わず、利用者の方の地域生活支援の技術を学習するというようなことも入れていただければありがたいというふうに思っております。以上です。

(京極座長) 要望等が出ましたけれども、1点目に関して、これは私も質問も兼ねて。介護職員基礎研修500時間で、プラス実務経験2年以上。これは逆に実務経験した人が、介護職員基礎研修を受けては受験できないという形になって、あとは3年で通信課程ということになるんですけれども、この辺は不可逆的なものではなくて、どちらでもいいような感じもしますけれども、それも含めてお答えいただければと思います。

(矢崎課長) 若干当初説明をはしよった部分もございます。まず1点目の基礎研修の考え方ですが、お手元の資料7の9ページをごらんいただきたいと思います。これは老健局、全社協サイドの研究会のレポートの抜粋です。この中でも入っておられる先生方が何人かいらっしゃいますが、

この9ページのところですが、議論としては、この基礎研修の導入に当たっては介護福祉士への連続性といいますか、プロモーションを考えていくべきと、こういう御提案がそちらの研究会からなされています。またこれまでもこの検討会でも、その旨の御議論があったところでございます。

私どもの考え方としましては、これは京極座長の御質問でもございますが、基本的な姿としては、今後は経過措置は別としまして、まず介護基礎研修500時間みっちりやっただくこととなります。これはシラバスが7ページの方にございますが、内容的には、時間の長短はございますけれども、まさに我々が目指そうと思っているのと同じような方向

の御議論というふうに私どもは認識してございます。これをまずみっちりやっていただいでから、現場でさらに2年間実務経験を積むということで、これで一応国家試験受験到達ということで、十分なのではないかと考えています。

逆に言いますと、やはりこういったことをみっちり最初に500時間相当勉強してから実務と、そういう順番というものは維持した方がいいのではないかとというふうに、事務局としては考えているということでございます。

2点目は介護技術講習、それから実技試験ということでございますけれども、実技試験につきましても、確かにこの制度を入れましたときの御議論は、中島先生がおっしゃいましたように、5分間という時間で見ることには限界があるのではないかと、あるいは実際これは実技試験というのは、かなりいろんな意味で実施体制が困難になりつつあります。そういう観点から、こういった介護技術講習を導入してこれを受ければ、実技試験免除と、こういう制度を入れたらどうかということではじめたところでございます。

ただ基本的にはここは、先生方と多分気持ちは一緒だと思いますが、やはり介護福祉士の資格は、実技というものが非常に大事だということで、そこをちゃんと認証してチェックしていくというのは、重要だと思います。

ただ法制的に、実技試験自体がいないということになれば、実技講習自体もいないといった議論に。あくまでも免除ということですから。そういう論点が一つあります。

それからもう一つ現実問題として、この介護技術講習も大変受講の希望が多いのですけれども、受講枠、これは介護協さんの御努力でふやしつつはあるのですけれども、やはり受けられない方も多数いらっしゃる、こういう現実があります。

そういった中で私どもとしましては、極力この介護技術講習にしても、キャパシティを広げていくような努力を行っていく必要があると思います。まず実技試験があり、一定のケースについては、養成施設では十分やっていただきますので、免除ということによろしいかと思っておりますけれども、基本的に実技試験は残しつつ、実務経験ルートのところにも、この介護技術講習による実技試験免除措置というのを拡大していく。そういったアプローチをとるのが現実的ではないかというふうに、考えております。

(京極座長) ほかに御意見があれば。

(廣江委員) この資格制度のあり方の根本で、名称独占はあるんですけれども、職務独占、職業独占というのが全く見られない。介護福祉士を中心に、介護の職場をやっているというときに、その辺の議論が欠けていたのではないかという気がします。やはりスキルを上げてきちんとやるには、職業人としての職業独占というようなことが、少し議論されてもいいのではないかなということをおもいました。

それからもう一つは、具体例として出ていますけれども、高校卒業の方が9カ月してから受験ということになりますと、1年後の受験になるわけです。今は卒業のときに受けられるわけです。やはりその制度は残しておいて、そしてその試験は受かる人も受からない人もあるかもしれないけれども、現場できちんと目標を持って実習をしていく方が、私はいいのではないかと思います。

1年後にもう1回受験というのは、現場で働いていながら受験となると、大変厳しい環境に置かれると思います。その辺の愛は少しはあってもいいのではないかなというように気が、私はいたしました。

それから中島先生の方でおっしゃいましたけれども、これから本当に現場の研修というのは厳しくなってくるんです。決められたカリキュラムでなくても、自分でこれだけの自主研修をきちんとやってレポートを出せば、それが認めてもらえるような柔軟な制度にしないと、本当にユニット化されてきて、1.7:1とか1.5:1にしても、現場が回り切らないぐらい夜勤体制とか考えると、厳しい中でもっと組織立って勉強をやりなさいというのは、なかなかできません。これからはやはりスキルを上げるには、自主研修というのが、この中にもうたってありますけれども、非常に大事になってくると思います。

その自主研修を、そういう制度のところだけでもなくてもいろんな形で今研修の体制があると思うんです。そういうことに対してテーマに対してきちんと勉強して、これこれを受けて、こういうレポートを書きましたというようなことも対象になるような、もうちょっと幅広い研修体制を認めてあげてもいいのではないだろうか。

その方がかえって現場の職員がやる気を起こすきっかけになるのではないかなと思います。余り締めつけられても本当に現場そのものは、その時間をあけること自体、私ども経営者サイドとして、非常に苦しくなっているということも、現場の声としてぜひ御認識いただきたいと思っております。以上です。

(京極座長) 主に2点ございましたけれど、これについてはほかの方の御意見も伺った上で、お願いします。では田中委員、國光委員。

(田中委員) 今の資料2~4に関することです。実は私ども日本介護福祉士会は、大変緊急なものでしたけれども、介護福祉士に対してアンケート調査を行いました。皆様のお手元の方に、提出資料ということで出ささせていただきました。それに基づきまして、意見と合わせて本日出されました資料に関します、3つの意見を述べたいと思っております。

そこにありますように、私ども日本介護福祉士会は、本年5月15日から6月2日という、約2週間余りの期間において、緊急アンケートをいたしました。アンケートに答えていただいた介護福祉士は、実際に介護業務に従事している方々が1349名。そして養成校等において教員として活躍している介護福祉士の方々が112名。そういった1461名の方々から御意見をいただいたところでございます。

次に2ページでございしますが、これが本日の資料とも関連いたしますこととでございます。介護福祉士の資格の取得方法の見直しについてということで、意見を求めました。これについてはそこにありますように、現状のままと答えた方は、約1割強でありました。約9割の方々は見直すべきというふうにしております。

そのうち養成校ルートに国家試験導入を求めるものが27%あった。また実務ルートについても一定の教育をとという声もありました。

その下にありますものは、短期間にクロス集計という形をしたのですが、若干見にくいものになっております。ちょっとうまくできていません。見ていただければわかるのですが、特に養成施設の卒業生の方々についても、その見直しの必要性について問いました。そこにおきましては、235名の方から御回答をいただきました。養成校の卒業生の方であったとしても、71%の方々は、やはり国家試験も課するという事について意見を述べているということでございます。

その後2ページ、3ページにつきましても、それぞれの資格取得方法の違いによって、それぞれの意見があるというふうなことで、今後議論の中で御参考いただければと思つて

おります。

次に3ページでございますが、養成校の就学期間についてでございます。本日の資料においては基本的には2年という形になっておりますけれども、それを延長すべきことについては、現状のままと答えた方々が、17%程度ありました。延長すべきと答えた方は83%でありました。このことをぜひ御理解いただきたいと思っております。

次に5ページに行かせていただきます。そういった就学期間を延長した場合、さらにプラスする教科は何が必要かということで問うた設問に関しましては、5ページにありますように、医療、看護等の連携に必要な知識。それから実習の拡充を求める声が大きかったというのが、実際でございます。

並べ方が違っておりますけれども、3ページ、4ページにあります資料につきましては、それぞれの資格取得方法の違いによって、何が大事かということについての実数を挙げさせてもらったものでございます。

次に6ページでございますが、実務経験による国家試験受験の見直しにつきましての意見も問いました。これについては、一定の教育を受けるということで、43.8%がそのように回答しております。

また実習指導者の任用資格についてでございますが、現状のままと答えた方々が、16.8%でございますが、一方では5年の経験と一定の指導力を得る研修等を義務づけると答えた方々が76.4%でした。このことについてもぜひ今後の実習指導者の方々の、あり方についての御参考にさせていただければと思っております。

次に9ページでございます。実際現場で働きます介護福祉士が、介護福祉士として、社会的認知を受けるための方法として挙げたものといたしましては、やはり研修制度の充実ということを望んでおります。このことはさらに研修制度の充実とあわせて、研修を受けることによって、自らが認められるというそういった政策といたしまししょうか、そういった社会の制度を求める声が大きかったのではないかと思っております。

あわせまして給与や雇用形態の改善を求めるものが多いというのが、実際ございました。

9ページにあります、実際に介護福祉士の皆さんが、今後何を指すのかということについて問うた意識調査につきましては、24.4%の方々が一般の介護従事者のままで、充実した生活を送りたいというふうに望んでおりました。

10ページにございますけれども、また後輩を指導できるようなスーパーバイザー的な役割を示したいと答えた方々が、30.8%いらっしゃったということも現実でございます。現状の状態でのことと思っております。

10ページ以降でございますが、尊厳を支える介護を行うために私ども介護福祉士に求める能力はということで、自由記述で求めたものが、10ページから14ページに書いてございます。

今後このようなシラバスやカリキュラムを検討される、そういった作業チームにおいては、このような現場におります介護福祉士の意見をぜひ御参考にさせていただいて、さらなる教育内容の充実に努めていただきたいと思います切に願っております。

次に先ほど申し上げましたように、実際に養成校等におきまして、教員として活躍する介護福祉士の方々のアンケート調査の結果について、報告したいと思っております。16ペ



ページでございますが、そこにおきましては養成校2年課程の方々や短大とさまざまでございますが、112名の方々から御回答をいただきました。そのうち専任講師として活躍されている方々が、81.3%でありました。

それらの方々について、それぞれ質問をしたところでございますが、19ページを御参照ください。現在の養成課程1650時間に対して十分かと問うた設問でございますが、今のままで十分だと思いますかということで、十分そう思う、あるいはそう思うと答えた方々は、そこにありますように14.3%でした。

そう思わない、あるいは十分思わないと答えた方々が、66.1%いらっしゃったということについて、ぜひ今後の養成機関についても、御参考にしていただきたいと思っております。

現場で実際に介護福祉士として、介護教員として指導している教員の方々の66%以上の方々が、そうとは思わないというふうに答えていることについて、ぜひ皆様御参考にいただきたいと思っております。

その理由ということでそこに書いてありますように、1650時間で十分でない理由については、時間数の問題ととらえる記述が多かったのですが、それだけではなく、教育内容やカリキュラムの質の充実が必要であるとの回答が多かったところでございます。

具体的な意見として19ページにたくさん書いてございます。やはり現実においては介護技術すべて一通りやるのみで時間が不足している。あるいはこれまでの議論にありましたように、やはり在宅あるいは自立支援法、そういったものの教授の必要性を感じるという声がありました。

さらには内容の充実として、これまでの議論にあったような御意見があったところでございますが、20ページを御参照いただきますと、特に実際に不足している内容は何なのかという、実習時間の内容について回答された方々が16%いらっしゃいました。そしてまた不足している教科内容としては、医学知識やコミュニケーション、認知症ケア、ターミナルケア、自立支援といった内容になっています。

21ページからも、さらに必要な内容や科目についてそれぞれ答えて記述しておりますが、ぜひ現場で現に働いております介護福祉士及び教員として活躍している介護福祉士の意見を、今後の検討の中に生かしていただきたいと切に願っております。

次に本日の資料につきまして、3点ほど意見がございます。まず資料2の3ページでございます。介護技術講習会について触れられておりますが、資料の中身でありましたらこのまま、現行同様ということになっておりますが、今後の課程、特に実務経験ルートにつきまして、一定の養成課程を生かすのであるならば、今後このことについては変更あるいは検討すべき事項ではないかと思っております。

すなわち、実務経験ルートに、そこにありますように養成課程、内容等についてはこれから議論されるかと思っておりますが、養成課程を課するのであれば、そこにおける介護技術講習会の意味は何なのかということが、明確になっていないのではないかというふうに思っております。

もう1点、資料3の4ページでございます。そこに実施時期につきましては、新しい教育内容の実施については、養成施設等の準備等を考慮して十分な準備期間を充てる必要があるというふうにあります。ここにおいて十分な準備期間とは、どれだけの期間な

のかが不明確でございますが、むしろこの後の議論は、どのように進めるのか、お聞きしたいところでありませけれども、やはり今現場におります者の実感は、介護保険制度の導入以降、大きく国民の意識が変わった、ニーズも変わった現状における準備期間、変わった中において介護福祉士の養成のあり方を見直そうというのが、今回の検討会の発端ではなかったかと思っております。さらに一定の方向を出しながら、かつ十分な準備期間というのは、いかほどのものかということについて、少しお聞かせ願えればと思っております。

次に資料4の3ページでございますが、そこにおいては実施指導者の養成について触れられております。現行について考え、今後拡大の見直しということで書かれておりますけれども、私どもとしましては、先ほどの1300余りの会員の声でございますけれども、ぜひ実習指導者の方々に关しまして、そういった養成について、質の担保ということについて、一定の養成、何らかの研修とか講習会を課すべきではないかと思っております。

そういう意味で、現在行われております全社協における介護福祉士の養成実習施設の実習指導特別研修課程というものが、ここ一カ所のみというのが現状でございますから、今後そういった養成機関においてもやはり拡大ということが求められるのではないかとこのように考えております。以上です。

(京極座長) 重要な御指摘もございました。後でまとめて。では國光委員の御発言の後に事務局からお答えください。

(國光委員) 資料3の2ページと後ろの方の6ページが関連する中身になると思います。2ページの基礎科目の中の4つ目の○でございます。制度に関する科目ということで、各法、社会保障の制度などを、整理統合しながら知識を学ぶと記載されておりますが、これにぜひ追加していただきたいものとして、さまざまな施設におきましても、在宅におきましても、サービス利用が契約ということになっている現状がございます。今後これはますます進んでくると思っております。

その中で利用者の権利について、いろいろな角度から擁護する、あるいは回復をするということ、消費者保護に関する知識等の各法の規定も、ぜひ基礎科目の中に入れていただきたい。そうでないと利用者の主体性が、理念と尊厳ということだけでは守られないし、それがまた質の向上にリンクしていくと考えております。以上です。

(京極座長) ではこの辺で、一段落をして事務局からお答えをいただきます。田中委員からいろいろ御質問が出ましたので。

(矢崎課長) もちろんきょうの検討会でいろいろと御議論をいただきまして、それも踏まえて、また考えていきたいと思っておりますが、何点か今の段階での私どもの考え方を、御説明します。

まず廣江委員からの業務独占の関係ですが、これは法制定当時の議論から、当然ながら御自宅で親御さんを介護するというような行為もあるので、業務独占という形にはならないと思います。ただ任用資格として、この介護福祉士の資格をどう使っていくのか、介護保険法の改正に際しては、基本的には介護福祉士資格をベースにするというような御提言がありますけれども、そういったとらえ方をしていくのかなと思っております。

廣江委員からの2点目、福祉系高校の話でございますが、これは御説明申し上げましたように、基本線は教育内容の充実をしていただいて、3年卒業時あるいは4年専攻制とい

うパターンをとられるところもあると思いますが、そういった道をメインルートとして考えているということでございます。

田中委員からも縷々いろいろアンケートに基づいたお話をいただきました。もちろん具体的なシラバスの内容等は、先ほども御説明しましたように、今後いろんな有識者、実務家の方からなるチームをつくって、きょうの御議論も踏まえてまた取り組んでいきたいというふうに考えております。

その中で実技試験の話が出ました。これは中島先生のお話とも通じると思います。これは基本的には、なるべく介護技術講習等々あるいは養成プロセスの中で対応していくというふうには考えてございますが、実務経験ルートの教育内容につきましては、これは御説明しましたように、2年の養成課程をベースにして、その上でどういった内容にしていこうかという順番で考えていきたいというふうに思っているということでもあります。

それからシラバス変更に対する準備期間ですが、これももちろんシラバス自体をつくる作業とともに、実際それぞれの養成校、大学、福祉系高校において、それに合わせてやっていただくという作業が当然生じますので、それに対応できるような時間というものが必要ではないかと考えています。

また、制度改正全体のことを申し上げますと、例えば御提案申し上げておりますように、養成校の方にも試験を課すということであれば、やはり法改正前に入学された方の試験なしで資格取得できるといういわば期待権をどう考えるかという点もあります。あるいは先ほどもお話に出ましたけれども、実務経験ルートで一定の教育プロセスを、養成校なり、通信教育でつくると申し上げても、実際それだけの機会を準備する時間も必要です。このように、やはり一定の時間的なものはどうしてもいるのではないかと思います。

なお、今御提案申し上げているような事項というのは、法律改正事項も入ってまいりますので、来年通常国会に、法律案として御提案し、国会での御議論も踏まえて、それからというような時間も必要でございます。

いずれにしても一定の時間的目標を維持しつつ、かといって現実が破綻しないように、そういったタイムテーブルをつくって、もちろん私どもとしても速やかに対応したいと考えておりますが、そういった緻密な作業をしたいというふうに思っております。

それから指導者養成でございますが、当然ながら委員御指摘のように、なるべく地元で身近なところで受けられるようにするというのは大事だと思います。これは廣江委員もおっしゃっていましたが、研修に出しやすいという意味でも、なるべく身近なところで展開できるという要素は、大事だと思います。いろんな予算制約もございますので、御指摘を踏まえて、極力取り組みを進めたいと思っております。

それから國光委員の消費者保護法等のお話ですが、具体的に基礎科目についてもどういうことを教えていただくかは、今後シラバス検討チームでやっていただくと思いますが、御指摘の点も踏まえて、検討したいというふうに考えています。

(京極座長) 最後の点に関しては、基礎科目の中で、例えば介護実践の基盤となる、国民的権利などとか、など規定で具体的に入れるとか、何かそういう具体的なことをちょっと入れてはどうかと。それでは樋口委員。

(樋口委員) 田中委員がアンケート調査について御発表になりましたので、私ども高齢社会をよくする女性の会も、ほとんど同じ時期でございますけれども、3月から5月に

かけて、そろそろものを言う高齢者、ものを言う要介護者が出てこなければならない時代と思っておりますので高齢者自身の介護者への要望を聞いてみました。アンケート調査の多くがもちろんこれは大事なことですけれども、行政がやろうと専門家がやろうと、提供者側からのアンケートが多いんですね。これは私どもの会でもないと、要介護者の声はなかなか聞けないだろうと思ひまして、今回よい機会だと思ひましたので、どのような介護者を望んでいるか、仮に見当外れなものでありましても、現実に関護を受けているお年寄りが、こう望んでいるということをはらかにしたものです。

家族と要介護者両方に、セットでアンケート用紙を、全く同じものを送りました。要介護者で答えられない方はいいですよということで、回収いたしました。ここにございますようにこれは会員のみならず、会員から縁故でもって、スノーボール式の調査でございますから、実態の一端をとらえるということでございます。意外なほど358人の要介護者からの答えが返ってまいりました。家族を入れると784人になります。

回答者の属性はここに書かれているとおりでありますが、在宅人が8割、施設が2割ということで、男女別は介護者はやはり8割以上が女性ですが、要介護者は6対4というような男女比率でございます。

2枚目でございますけれども、私どもは介護職員に必要な資質を人柄と専門性技術に分けて、たくさんの選択肢を持って聞きました。皆様にお配りしたのものの中には、家族の回答と要介護者の回答と分かれております。そして多答式の集計表にAとBがございますが、Aは3問選択で出てきた答えをすべて、Bの方はその中で最も重要と思われるものに◎をつけてもらった答えでございます。

アバウトなことを申し上げますと、私は結果として、きょう案として事務方から出されました今度の介護福祉士のあり方に対する大まかな方向と、家族や要介護者の思っていることも、そう大幅にずれていなかったことに、むしろびっくりいたしております。

介護職員に大事な人柄というのは、ベスト5にあるように、仕事に喜びを持って、責任感があつて、話を聞いてくれて、まず第1に対応が優しい。口がかたいというのも大事です。

介護職員に必要な専門技術。これは本当にびっくりしました。状態の変化に応じた介護というのが、どちらからも断トツの1位です。身体介護が上手というの、まだまだ多いです。相談事への対応、ケアマネ等との連絡、それから第5位に認知症など専門知識というのが入ってきて、この5年間の介護の重度化かとかそういうことがやはり在宅の現場にもはっきり出ているんだということがよくわかりました。

それからこれはお年寄りには知らないという答が多いのではないかと思つたんですけれども、今介護に来ている職員すべてについて、どんな資格を持っているかと聞いたら、私は意外に「知らない」が少ないと思ひました。要介護者は来ている人の資格は知らないという人が29.3%、家族は14.4%です。割によく知っているんだというのが私の印象でございました。職種職位別で多い順にはヘルパー2級、ケアマネ、介護福祉士、看護師、ヘルパー1級という順でございました。

望ましい介護職員の養成課程。8割が在宅のお年寄りだという前提でお聞きいただきたいと思うんですけれども、やはり一番希望が高かったのは、実務経験のある中高年の有資格者が1位です。家族の方が要介護者より多かったです。2番目が、人柄がよく経験があ

れば、資格は問いません。これは、家族よりも要介護者の方が多かったです。3番目が、現行の中心である専門学校、短大の専門コースということでございました。こちらは家族の方が多かったです。

国家試験の必要性は必要が39%、ほとんど4割近くで、必要でないを上回っております。特に家族は、半分が国家試験の必要性を認めておりまして、もちろんどちらも第1位であって、わからないなどを上回っております。ここら辺は今回の方向性に似てきてしまうんですけれども。

状態が悪くなったとき、介護を受ける場としては、要介護者も介護者も一に自宅。第二位は要介護者は、病院。家族は福祉施設というようにはっきり分かれました。

これで私どもがつくづく思いますことは、やはり今回の報告でそうお願いしたいのですが、中年から学び始める人々が、現場で学びながら資格を取っていくコースというのは、やはり今も二大潮流でございます。やはり養成課程の多様性といいたいでしょうか、そういうコースはしっかりと残していただきたい。現在の要介護者は、そういう人にしか見てもらっていないからそう思うのかもしれないけれども、言ってみれば中高年の経験のあるおばさん上がり、しかししっかりと研修を受けて資格を持ち、専門知識を身につけた人というのを求めています。

中には外国人労働力とかそういうことも調べておりますから、どうぞごらんくださいませ。

これからクロスをかけて、在宅の人と施設にいる人との違い。それから要介護度の高い、低いによる違い。このあたりはクロスをかけたらおもしろいと思います。また自由回答に今度の介護保険制度改正に対する大変おもしろい意見が続出しておりますので、これらをきちんとまとめました上で、また記者クラブから配布させていただいたり、関係官庁に提出いたしたいと思っております。

それから私たちは設問で聞きそびれたんですけれども、男性介護者の問題があります。中高年、特に女性の養成課程をしっかりと残してほしいということと同時に、介護者の性別は男性でもどちらでもいいという答えがそれなりに多いのです。団塊の世代がこれから地域にどっと戻ってくるときに、この人たちが介護のどこを担い得るかということを知ればよかったと思っております。

私は団塊の世代は、男介の世代と呼んでおります。これは男性が介護する時代ということでございます。そのような、どの分野で団塊の世代たちが介護にコミットできるかということも、これからの課題ではないかと思っております。

報告は以上でございますけれども、意見を2つばかり述べさせていただきます。皆様がおっしゃったとおりで指導者の養成ということについて、私は高橋先生のお話を聞いて高校ではしっかりした教育をやって多様な進路を持った子供さんたちが出ているということ、とても心強く思っているんですけれども。やはり高校の先生方の資格と、それから養成校の先生方の資格というか、資質、知識、情報、などがすごく違うのではないかということがちょっと気になっております。

高校の先生が、どれだけ現場を御存じなのか。あるいは養成校の先生が、高校教員が持つような、言ってみれば学術的なことも含めての高い教養というか知識をお持ちなのか。私はそこら辺をお互いに乗り入れてさせていただきたいなと思っております。

情報公表について、廣江先生がおっしゃいましたように、現場が大変だということは、百も承知しておりますけれども、また実習の仕方を大いに厚生労働省が、少し間に立って調整していただきたいと思うのですけれども、やはりこれからの施設というのは、次代の労働力の養成のために貢献するということが、オーバーなことを言うと義務づけられてもいいのではないかと考えております。

これは私が前にお手伝いさせていただいて、もう既に改正介護保険法の中に定められておりますが、中島先生と御一緒にやらせていただきましたけれども、介護保険事業者の情報公表というものがありませんでした。あの中に例えば特養とか福祉施設、事業所の中に、実習を受けて入れているかいないかという項目を、ぜひ情報公表の項目の中に入れてほしいと願っています。すでに資格要件ができて有資格者がどれだけいるかという項目は入りました。労働条件なども入りました。

実習については、ほかのさまざまな法制度改正とタイアップしながら、実効のある制度にしていきたいと考えております。

それからキーワードがたくさん出てきて、例えば私なども力説しました生活とかコミュニケーションということばを入れていただいたことは、とてもありがたいと考えております。

だけどもきょうちょっとお話が出ていたように、尊厳ということを具体的に守っていくまさに消費者保護の問題、利用者保護の問題。それから地域という視点が実は大事なのに、介護保険法改正の全体の制度のキーワードは、私は一番大きいものは何かと言われたら地域じゃないかと考えておりますが、そこがちょっと希薄だったかなという気がいたしております。長くなりましたが、ありがとうございました。

(京極座長) 調査に基づく貴重な御意見ありがとうございました。養成校のことで私もちょっとついでに、座長の立場でというよりも、一委員の意見として一言。

高校は養成校としての位置づけではないと思います。大学は、4大であっても養成校として、教員資格その他縛りがありますけれども、これは社会福祉士制度がスタートした時点では、従来の高校の福祉校、当時は保育が主だったと思うんですけれども、そこが十分に対応できるようにということであつたんですけれども。

今後のことを考えてみると、文部科学省所管だから一切縛らなくていいということではなく、矛盾があつて。4大は養成校で縛っておきながら、高校は余り縛られないというので、これは文科省と厚労省の話し合いで、一部やはり養成校としての要素を持っていないといけないのではないかと感じもします。

これは、高校の先生から言わせるととんでもないと。厚労省の干渉だというように受け止めるかもしれませんが、一般の方から見ると、何でなんだという疑問はあります。この点は、樋口委員の質問と合わせてお答えいただければと思います。

(矢崎課長) 福祉系高校の教員というお話だと思いますが、御説明の中でもいいただきましたが、今回これまでの御議論を踏まえて、シラバスを見直す中で、どういう方が教員にふさわしいのかということも、また見直していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、シラバスの見直し、あるいはそういった教員の方というのは、私どもとしましても、文科省さん、あるいは福祉系高校の方々とも、十分意思疎通をして進めていきたいと考えています。目標は特に高橋委員も言われましたけれども、養成校、

高校、大学を通じた全体のレベルアップということだと思います。規制をどうするかという問題は別にしても、実質的にそれぞれレベルアップを図る、そんな対応を文科省さんとも相談をしながらやっていきたいというふうに思っています。

(京極座長) 私もちよと言葉が足りなかったんですけども、高校は、高校教諭という資格を取っておりますし、大学は教授会等で教員になる資格は、大変厳しいものですから、養成校はそこはやや不明瞭なので、かなりかたく縛ったという経緯が、あったと思います。

和田委員、それから高橋委員。

(和田委員) 先ほどの樋口委員のお話にも少し関連するんですけども、資料2の3ページのところで、②番の実務経験ルートについて、実務だけではなくて一定の養成課程を課すということ。それから4番の実務経験ルートのうち、ヘルパー研修の見直しによって基礎研修を行って、それを修了した者については、2年で国家試験受験資格を付与するとなっています。

先ほど基礎研修プラスアルファというお話も出ました。この2つは、内容的には、検討が今後されていくと思うんですけども、ほぼ同じような内容になり得る可能性もあるのではないかということです。確かに基礎研修を受けた上で実際の仕事に入ってもらいということを確認していくことが、基本的には重要だと思うんですけども、この2番と4番の中身について、もう少しすり合わせをして、整理をする必要があるのではないか。

同じ実務経験というふうになりながら、3年と2年ということもあって、この辺のところの検討が必要ではないかということが一つ。

それから実際には、例えば通信教育のようなことをしないと、どこに住んでいてもこういう研修を受けるというのは、なかなか難しいのではないかと思います。その場合、実際の身近なところでスクーリングとか実習が行われるようにするためには、相当いろんなところとの協力体制を組んで、だれでもその気があれば、こういう研修が受けられるような体制を全国的につくっていかないといけない。養成校だけですと、かなり偏在していますのでなかなか難しいということがあるのではないか。

それから私の立場から、この資料3の2ページのところで、先ほどもお話があったんですけども、基礎科目と「こころとからだのしくみ」、介護、この3つにすることになっているんですけども、介護福祉士がソーシャルワークの社会福祉士に少し引っ張られているのではないかというふうに私は前に発言したんですけども、一方でやはりそういう側面も大事なところがあるのではないか。ソーシャルワーク的なところが非常に重要ではないか。

先ほども例えば地域とか家族とかそういうものとの関係を、しっかり理解しておくというようなことが必要ではないかという発言があったのですが、そういう側面が、どこに入ってくるかという、基礎科目の中に入れるのか。あるいは今は「こころとからだのしくみ」となっているのですが、多職種協働というところが「こころとからだのしくみ」の一つのねらいだとすると、そこの中に入れるのか。少し検討していただきたいと思います。そういうことを考えていただきたい。

それからその次の3ページ、これは文言上の問題なので、大した問題ではないんですが、4つ目の○ののところの最後、「単独で介護ができるようにする」と書いてあるのですが、

個別ケアのことかなと思われま。単独というヘルパーさんのイメージが強く出てくるので、むしろ個別ケアをするためには、その人の心理的な面とか社会的な面も含めて、適切な判断をしながら進めなければならないということになるのではないかと思います。

ちょっとこれは後で説明していただければと思うのですが、4ページのところで、2年課程を基本として検討して、他の養成課程の教育内容については作業チームとなっているのですが、他の課程だけが作業チームなのか。そのところがちょっとよくわからなかったので、後で御説明いただければと思います。

それから資料4ですけれども、3ページのところに、入所実習施設の「望ましい基準」というのが出ています。先ほどから、ユニットケアなどの話もいろいろ出てきているので、ユニットごとにリーダーを置いて、実習指導ができるような体制を持っているということも、入れておいていただければいいのではないかと思います。

それから実習指導者がいても、なかなか現場のフロアごとにはそういう人がいないという話がよく出てきます。廣江先生のところなどは、新人を1年をかけて一人前に育てる仕組みができていますけれども、そういう仕組みをちゃんと持っているような、初任者の教育プログラムを持っているところというものも、非常に重要ではないか。

それは結局は、実習指導の中身を非常に充実したものにする可能性があるということで、考える上でそういう点もプラスして考えていただければと思います。以上です。

(京極座長) たくさんの貴重な御助言をいただきました、事務局で答えられるところだけについてお話をいただいて。次に移っちゃうと論点がずれてしまう恐れがありますので、よろしくをお願いします。

(矢崎課長) もちろん今後御指摘を踏まえ検討していかなければいけないという点が多かったと思いますが、幾つか申し上げますと、お話がございましたように、実務経験ルートについての教育、これは、通信教育を含めてですが、実際に教育のチャンスが均てんするように、その体制はきょうお集まりの方々のような団体にも御協力をいただきながら展開していく必要があるだろうというふうに認識しております。

それからソーシャルワーク的な要素をどうするかということですが、制度的な知識とソーシャルワーク的なものについては、社会福祉士ほどのものは要求されないでしょうけれども、一定部分、特に直近の介護保険法、自立支援法の関係はいるだろうという認識です。それから現在でも社会援助技術といった項目がありまして、それをその中にどういうふうに再構成していくのか、介護技術の方で書くのか等々そういったことも検討していきたいと思ひます。

そういったシラバス・カリキュラムの検討ですが、ワーディングは十分適切ではありませんが、基本的にはこの検討会での御議論を踏まえて、有識者の方、実践家の方、そういう方からなるチームをつくってやっていきたいと考えています。その際に、やはりコア、ベースになりますのは、2年制の養成課程だと思いますので、その基本をしっかりと上で、応用問題として先ほどから御議論になっています、実務経験ルートでの一定の教育プロセスをどうするのか、それは介護の500時間というのも、一つの参考になると思ひますが、そういうものも見ながら考えていきたいということでもあります。

それから望ましい実習基準とか、実習施設の基準等々につきましては、具体的には、そういった検討の中で考えていくことになるのではないかとこのように思っています。



(京極座長) 私も基礎科目のところは、哲学的なもの、それからケアワークの本質的なもの。それから社会システムの3つが入っていますので。この検討会でそれをどこをどうするかという議論をしていきますと、永遠に終わらなくなりますので、やはりシラバスの検討の中で少し整理をしてやっていただければと思っております。

それでは高橋委員、江草委員という順番でお願いします。

(高橋委員) 樋口先生、先ほど最初は誉められたなと思ったのですが、よく話を聞いておりましたら、高校は教諭だから、能力がないのではないかというふうな感じに私は受け取ったので、ちょっと高校の先生方を代表して、一言申し上げさせてください。

確かに高校は4大を出た人が一般的です。むろん大学院を出たの人もいます。最初は文科省のにわか的な講習を受けて、教科福祉の免許を取った人もいないわけではございません。でも最近では専門大学で、福祉にかかわる専門的な知識をうんと得て、出てきて教諭になってございます。

うちの教員を見る限りにおいては、教科福祉の免許は持っているし、1人で3科目ぐらいの教員免許を持っている者もいます。あわせて社会福祉士、介護福祉士の資格も取ってそして教壇に立っている者が多くいます。

そういう意味では高校の教諭は、人生のトータルバランスにおいては、大学教授に勝るとも劣らないと、そういう教員が数多くいるということ、高校の代表者として一言申し上げさせていただきます。

(江草委員) それではちょっと申し上げたいと思います。私は結論的に言いますと、事務方の方で御説明いただいたのは、あらかじめ賛成であります。なぜかということ、これから申し上げます。

第1に先ほど京極先生からお話がありましたが、養成しておりますのは実は2年間の学校が多いのは確かですけれども、4大もたくさん入っています。介養協の中でも相当部分4大が入っています。そしてまた高校は、これには入っておりませんが、高校でやっていることも事実なんです。

そうしますとこのカリキュラムの場合に2年制の学校を頭に置いて、すべて考えるべきかという必ずしもそうじゃないと思うんです。そうしますと私は最初にプレゼンテーションの際に申しましたように、私自身としましては、2年より3年、3年よりは4年でありますけれども、やはりそれに達するためには段階的ということもあってはいいのではないかと。同時にその段階的といいますのは、教員の確保とかカリキュラムの充実とかこういうものが並行しないと、ただ2年を3年、3年を4年にやっただけでいいわけでもないのではないかと。このことから、私は当面は2年で考えるという考え方に対しては、適当ではないかというふうに思っております。

それではその次にでは何が問題なのかということですが、先ほどのお話にありましたように、1800時間程度とありますが、この程度というのが大変いいことではないかと思っております。なぜかという、今は現実にどうかと申しますと、1900時間から2000時間やっているんです。現在の介護福祉士養成施設ではやっているのが実態なんです。

ただそれを見てお申しますと、かなり学校差というか、学校の特色が出ています。特色はもちろん必要です。必要なんですけれども、やはり基礎的に確保していただかなければいけないものがまずある。その上に特色を出すのがいいと。まず基礎的に確保するものを考

えれば、1800時間程度と。

これをもっと高めますと、はっきり言って、今度高等学校が困ります。なぜかという、これが国家試験の出題基準になっていくと思います。だからいつときにやっていくのはどうであろうかということ、私は考えた次第です。

それから次にシラバスの内容です。この間も実は大変能力の高い、そして経験豊かな白井さんという方が講師としてお越しになってお話がありました。17年ぐらいやっているとおっしゃっていたと思いますが、あの方のお話を聞いておりますと、本当にすぐれた教師です。そして実践家です。

ところがあの方も例えば医学一般という場合に、介護のためにという但し書きがついた医学一般ではなく、医学一般というのを聞いて、しかもそれが内科医だということですから、内科医は自分の知っていることべらべらしゃべっていると。これでは同じ時間でも中身が違うのではないのでしょうか。

そういう意味で私はシラバスに、かなり嚴重に介護のためのというのを盛り込んだものに考え直すべきではないか、これが次です。

それからその次に教育技術についてです。私は自分に関係のあるところしか知らないんですけれども、まず私は現在の看護教育とか医学教育が持っているような、教育技術は持っていないと思います。教育機器を駆使した教育になっているかどうか、相当問題があると思います。まだまだ時間を余りがんじがらめにいうよりは、時間内の中身がどれぐらい充実しているかということ、同時に考えなければいけないのではないかと、こう思っております。

それからもう一つ大きいことは、実習の話です。実習とは一体何かということも考えないといけない。施設へ行って実習指導者が立派である、これに越したことはないんですけれども。それ以前に実習に行くまでに、基礎的な技術をどこまで教えているのかということも問題になるのではないかと、私は思います。ほとんど基礎的なことを、福祉施設に行って習うというのは、おかしいです。基礎的なことこそ、学校でやる。そしたら出ていくべきではないかと思えます。

そのために、私はかねて主張しているんですけれども、ではどんなカリキュラム、どんなシラバスで、どんな実習をして、その実習で指導者と学校とそして学生です。学生を中心として実習指導者と学校、この3者の関係がどのようなものであることが望ましいのかということ、やはりこれがベストですと、あるいはベストに近い形ですとということ、まずつくらなければいけないのではないかと。

堂々めぐりをやって、うまくやっているところとだめなところが、お互いにそり合ってもしょうがないじゃないか。そのためには私は地域性ということもあるでしょうし、これは、ある種の文化度でもあります。文化性ということもあります。北海道と九州は違うでしょうし。大都会と農村は違うでしょうから、何カ所か、5カ所か6カ所が10カ所か。ともかく長期にわたる必要はありませんから、2年か3年か4年かをかけて、こんなふうにやったらうまくいきますよというのを、まずつくるべきではないかと思えます。

これはここの委員会で議論をするより、むしろ役所の方で御議論をいただいて、決めていただいたらありがたいと思うんです。

かつて私はプレゼンテーションのときに看護教育の方で、私の方で、新たに定員をふや

そうというときに看護課から来られまして、実習病院を朝から晩まで細かく点検されました。大学付属病院なんです。でも点検された。看護教育においてふさわしいかどうかということです。これは私は非常に見識に敬意を払います、

それほどできているかというとできていない。できていない理由は2つあると思います。一つは、福祉基盤課もそれほど人を持っていない、これは大きいと思います。

しかしもう一つ大きいのは、それで余り難しく言うと、実習を受けてくれるところがないのではないか。こういうことも私はあると思います。そこですべてにこれを要求することは無理だから、どこかモデル的なものをつくって、まずやってみたらどうか。それはどういうことをやるのかと言われても、私も困るんだけど、これからの考えでいいんじゃないでしょうか。例えば廣江さんが引き受けると思ったら、廣江さんのところでやるとか。ともかく文句を言う人のところでまずやる。これが実習というものだということをやらないといけない。

それには当然実習指導者を配置する必要もあります、いろんなことがあると思います。全国ものすごい数の学校とものすごい数の実習施設に、平等にあれもこれもというわけにはいきませんから、少数のモデル的なところをまずやってみて、いいようだったら、それを伸ばすとか何かじゃないでしょうか。そしてそういうことになった施設は、星4つぐらいでしょうか。そうすると介護保険の支給が変わったとか。高いところは高いだけのことをしていただかないと困る、こう言ってもいいんじゃないでしょうか、と思いました。

それから田中さんの御発表を聞いていて、私は我が意を得たりであります。確かにおっしゃることはそのとおりなんです。しかも調べていただいたこと、割合私と田中さんは意見が違うことが多いんですが、きょうは一致しております。

それからもう一つちょっと申し述べたいと思いますのは、この前介護福祉士養成施設の先生が、ぼんぼんいなくなるのではないかと。バーンアウトだというようなことをどなたかがおっしゃった。調べてみたら、違います。辞めていった人の平均は5年です。しかもその中で3分の1ぐらいは、京極先生がおっしゃっていただいた、4大の方へ引き抜かれていっております。ですからこれは沈没ではないです。こういうことであります。

現在勤めている人の平均年齢はどうか、勤務年齢、やはり5年以上です。ですから少なくともバーンアウトはないと言っていると思います。以上です。

(京極座長) 多くの貴重な意見をありがとうございます。時間の関係で、次の論点もありますので、どうしてもいう方に発言。堀田委員。

(堀田委員) 全体として介護福祉士という資格を単体で見ますと、私も取りまとめている方向性で、おおむね賛成です。

ただ資料1で言いますと、まとめてくださっているⅢの資格制度のあり方から、これから御説明があるだろうⅦの能力開発とキャリアアップまでの議論が本当に生きるためには、今出されていないのですが、Ⅷの魅力とやりがいのある職場づくりというところをいかに書き込めるかが鍵だと思います。そこがないと、机上の空論で終わってしまいます。

まず、介護職の任用資格のハードルを高く、介護福祉士にするといっていて、さらに介護福祉士そのものも教育時間の延長など取るのが大変になる方向です。そうすると、果たして新たななり手がいるのか。今やっている人たちは本当に資格を取りたいと、キャリアアップしたいと思うのか。資格そのものはよいものになっても、なり手がいない議論をし

ているだけでは、せっかくの取りまとめが生きないのではないのでしょうか。

近い将来、みんな介護福祉士にしましょうと言っていますけれども、果たしてそれがいかどうかということも合わせて、このままですと近い将来というのはずっとやってこないのではないかという気がしています。

関連して、田中委員の御報告にもありましたけれども、現職の方々が研修の充実、雇用形態や給与などいろいろなことに御不満を持っていらっしゃるわけですので、例えば雇用管理のモデルを蓄積していくといったことをⅧに入れていくことはできるでしょう。

それからきっとほかの局との関係で、いろいろと書きにくいのだろうなどは思うのですが、各事業者あるいは職能団体が、それぞれの立場でキャリアアップをさせたいと思うような、キャリアアップを誘導するような、報酬を含めた制度のあり方をこれからきちんとあわせて検討していきますという道筋を、何らかの意味のある形で、Ⅷに盛り込んでいただかないと、せっかくのⅡからⅧが生きないのではないかなというふうに思います。

もう1点、先ほど樋口委員が報告された要介護者の希望というところが、興味深かったのです。今のままでいくと、より専門性が高い人が介護職になっていく。そうすると、よりコストもかかることが予想されます。でも一方で、現状では介護福祉士の資格を持っていない方々も、多く働いている。そして要介護者からみた「望ましい介護職員」というところで、「人柄がよく経験あれば資格を問わず」という人が家族よりも多かったわけです。

介護保険制度の中で行うべき介護の中身と、周辺、家族あるいは地域で担うべきところ、その辺のすみ分けも検討していかないと、専門性の向上だけを求めていくのでは、制度として破綻してしまうのではないかなというふうに思います。

という意味でこのⅧのところはぜひいろいろと書き込んでいただき、介護の担い手という意味で広くすみ分けを考えていくことも何らか視野に入れておいていただきたいと思います。

(京極座長) 中村局長、ちょっと簡単に。

(中村局長) 簡単に申し上げますと、我々の作業の進捗の関係で、きょうは部分的にしか御相談できていないので、当然ローマ数字のⅠ、Ⅱ、それからⅧがないと完結しないわけです。大変申しわけないのですが、次回には全体像をお示しできると思いますので、改めてまた次回見ていただいて御意見を賜りたいというふうに思います。

今御意見でいただきましたことは、私どもも同じように考えております。特にⅧ番の点でございます。この会でも離職率が高いとか、なかなかマンパワーの確保が難しいとか、または冒頭に委員の皆さんから介護保険の介護報酬が現実を決めているから、そのところが動かないと、実際にワークしないのではないかと。そういう御意見をいただいておりますので、そういうことを踏まえてやはり全体をまとめなければならないと思っております。

(京極座長) ありがとうございます。もう一つの議論がございますので、資料5、資料6について、事務局から簡潔に御説明をいただきまして、その後残された時間、議論をしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

(成田室長) 資料5、資料6説明

(京極座長) ありがとうございます。大変重要な論点をたくさん含んで、今まで議論したことも随分整理されて入っていると思います。これについては、今まで発言されて

いない方も含めて、阿部委員。

(阿部委員) 先ほどまでの理論と合わせ、この2つのペーパーについてもコメントさせていただきたいと思います。まず第1に、私が最初にこの会に出たときに言ったことは何だったかという、これから労働力人口が減少する中で、一方では後期高齢者人口がふえていく中で、介護ニーズというものはふえていく。これに対応して、どのようにしていくかというのが、非常に重要であるだろうということなんです。

今回ここで事務局が提出されていた、この制度自体は現状では、多分すばらしいものになるのではないかと思います。今後20年後、30年後、あるいは50年後を見通したときに、果たしてこれで大丈夫なのかといったところがあります。

と申しますのは、多分介護技術も変わってくるでしょうし、要求される専門知識も相当変わってくるのだらうと、思うんです。ところが今皆さんの議論を聞いていくと、国家資格で全部が済んでしまうような、何となく話を聞いていますと、そんな気がします。例えば実習は大事だと。でも実習をやったからといって、それで済むわけではないわけで、その後どれだけOJTやあるいは、Off-JTを通じながらスキルを向上させていくかというのが必要だと思うんです。

私が申し上げたいのは何かというと、結局1800時間に延したから。それで済むかと思ったら、そうではない。その1800時間の中で、今後シラバスにどういう作り込みをしていくかわかりませんが、本当に必要なもの、それから10年、20年、30年揺らがない。そういった知識、スキル、そういったものを凝縮して国家試験の前にやって、その後変化する介護のスキル、あるいは技術、専門知識、こういったものは、その場その場で変えていくような仕組みづくりをしていかないと、多分制度疲労を起こすのではないかというふうに思います。

ここですべてをおじゃんにするわけではないですけれども、どういうふうに今後シラバスの作り込みをしていくのかということが、非常に重要な話ではないかというふうに思います。ぜひ将来を見ずえて、この制度が疲労しないようにやっていただければと思います。以上です

(京極座長) それでは井部委員。

(井部委員) 先ほどの資料5ですけれども、2ページ既修得科目の取り扱いという点です。この中に先ほど私は樋口委員のコメントにととても感銘しました。これからは男介、男が介護するというような。

ちょっと余談ですけれども、男性の方が女性よりも本質的には優しいのではないかと、私はずっと思っております。介護要員としては適切であると思っております。特に団塊の世代、仕事をやってきた次の仕事として、介護福祉士といったような介護の仕事をしていただくのは、おばさん、おじさんたちが、この領域に入ってきていただくとか、そういう期待は大きいと思います。その意味では、中高年の人たちがこれまで培ってきた学歴とか学習内容について、一定程度評価して、一から勉強し直さなくても、勉強したい人は直していいと思いますけれども、一定程度認めて、次のステップに行けるようにするという点で、この既習科目をどのように取り扱うかというのは、とても意義のあることではないかと思っております。

この2つ目の○で、基礎分野の科目については、単位認定をするというふう書いてあ

りますけれども、介護に関連する専門分野についても、一定程度を既に学んできている人たちもいると思いますので、単位認定の内容とか、どういう人、あるいはどういう学歴やどういう経験について認定するかということについては、できるだけ寛容であっていいのではないかと考えております。その点については、いかがお考えでしょうか。

(京極座長) これは、専門の検討会で具体的に議論する内容だと思いますが。

(矢崎課長) まさに既修得科目の扱いのテーマを設定したのは、井部委員がおっしゃるようなことを念頭に置いているわけです。具体的にいわばこういった単位のポータビリティをどう認めていくか、これはまさに今おっしゃいましたように、シラバスの内容ともかかわってまいりますので、そういったことも踏まえて検討していくことになるかと思えます。

ただ現行では2年制課程がポピュラーでありますけれども、福祉系大学とか社会福祉士取得者、保育士等については、1年課程といった仕組みも現在もございます。そういったもののかかわりも踏まえて、また検討していきたいというふうに思っております。

(京極座長) 綿委員、手近にお願いします。次に梶田委員。

(綿委員) 3点、今考え方の中で、感想を述べさせていただければ。まず教員の質の向上に関して言えば、教員要件についての見直しというのが、まず必要だろうと思えます。というのは例えば今介護技術も、介護福祉士5年間で教員になれる。その資質が適切かといったら、なかなか難しいところもあると考えます。

というのはこの議論の前提というのが、もともと例えばプロセスをそろえようというときに経験だけではだめだと、議論だけでもだめだ。つまり理論と実践をいかに融合させるかというところが、やはり重要な1個のキーワードになるのかなというふうに思えます。ですからただ技術というところの中のしっかりしたエビデンスであるとか、そういうことを教えられる教員づくりということを考えた場合に、果たして介護福祉士で、現場で5年間積んで、それですぐ教えられるかといったら、やはりそこには1個のハードルが必要ではないのかなと考えます。

例えば、今回のシラバスの見直しの中に、介護の中に介護技術という、今回の資料2の6ページ目のところで、介護技術という言葉で果たしていいのか。僕自身は例えば、介護学であるかということのところにも、先ほど阿部委員も言われたのですけれども、本当にそういうコアの学問として置かなければいけないのではないかとこのところを、すごく痛感しています。ですから理論と実践を融合させるような新しいシラバスへの移行ということを、ぜひ御検討いただければというふうに思えます。

もう1点、教員の質の向上の中で、より専門的なところを伝えるというよりも、幅広くしっかり介護というものを勉強しなければいけない。例えば特別養護老人ホームで、5年間経験してきて、では障害者の介護概論が教えられるかといったら、これは教えられないんです。となると介護教員研修会や講習会の中でも、例えば教員の中の現場実習とかということも、今後は考えないといけないのかなと思えます。

教員の中で実際の現場がわからない教員というのがいるのではないかと。もちろん特別養護老人ホームで経験されて研究された方は、高齢者には強いけれども、障害者には弱いということがあっていいのかどうかだと思います。それを養成する教員の質の向上ということ考えた場合に、教員の実習、これはまたさらに現場から怒られるかもしれませんけれ

ど、教員の実習ということも考えなければいけないのかなと思います。

あと僕は大学の教員で、今養成校の教員でもあるのですが、このあたりが4年制大学だと、若干教員資質の中でねじれではないけど、若干おかしい現象が起きているのは事実です。これは何かといいますと、養成校だと教員なんですが、大学の組織上では助手という立場があるんです。そういう現状が実際にありまして、大学の助手という立場は、単独では授業ができないと。だけれども養成施設だと授業ができるという、ちょっと複雑な。各校シラバスに写真を載せていいのか、いけないのか。名前を載せていいのかいけないのかという、いろいろな細かいところまで議論があるくらい、その辺の整理というのをしないといけないのかなと思います。

最後の1点は、いわゆる既修得科目等の取り扱いの中に、保育との関係を整理しなければいけないのかなと思います。例えば保育課程3年、介護福祉士1年で、介護福祉士が取れる。では逆はないのかなということをやったり考えるんです。介護福祉士養成課程で終わったときに、プラス1年で保育課程が、今ない現状です。それが果たして整合性がとれるのか。僕自身はあってもいいのかということも、これは多分今後いろんなところで検討しなくてはいけない事項ですけれども、そういうことも考えていくことも必要なのかなと思います。以上です。

(榊田委員) 介護福祉士の問題の中で、基礎的能力をとにかく幅広く持っていただくという部分は非常に重要なんですけれども、次の段階で資格を取って経験を積んだ。では次の上を目指すものをきちんと決めておかないと、幅広さだけを求めてしまっていると、少し目標が沈んでしまうのではないかと。

それと魅力ある職場づくりの方で、やはり資格を取れば、こういうことがありますよという部分を、今回の論議になると思うんですけれども、その部分をやはり考えていく上で、例えば高齢者施設と障害者施設では、やはり同じ介護福祉士の資格を持っていても、基礎部分は役立つけれども、専門的な部分というのは、いわば役立つ部分が多いと思います。

ですからワンステップ上の、専門介護福祉士の分野別の、ワンランク上を実務経験を積んで、次にどうするのか。試験をするのか、そこらの論議がワンステップ上の部分でいると思うんです。

あと職場的な問題点は、次回のときにお話したいと思います。

(対馬委員) 今日配布いただきました介護士養成施設のあり方の5番目「養成施設の情報提供・評価等」についてでございます。今までは介護福祉士養成施設に学生が入学する際の判断材料は介護福祉士養成施設の教育レベルの情報ではなく、パンフレットやテレビ等々の宣伝内容によるところが大きく、これら広報情報の善し悪しが学生募集を大きく左右するのが実情でありました。

私は、情報開示を明確に位置づけするならば、教員のプロフィール、設備についての情報開示は基より、国家試験の合格率を各施設ごとに発表してほしいと思っています。

私どもの学校法人つしま記念学園は、介護福祉士の学院以外は全て国家試験を受験します。看護師・PT・OTの各学院は、合格率100%を目指し必死で頑張っております。

私たち学園の夢は、各学院の国家試験合格率を100%にし、学生募集の宣伝をしなくても学生が集まる学院を目指すことです。介護福祉士養成施設の情報開示の中で国家試験の

合格率の開示については是非とも義務付けにさせていただきたいと思います。

今日の会議の中で、ショックを受けたことについて話をさせてもらいたいと思います。樋口先生がお示しされた資料の中で、高齢者の方が望むヘルパー像として、「実務経験のある中高年の有資格者」あるいは「人柄よく、経験があれば資格は必要ない」というヘルパーが望まれているということでした。

私共の会社では、訪問介護が社会から評価を受けるためには2級ヘルパー資格ではだめだと常日頃から言ってきました。まずは、1級を取って下さい。そして、できる限り介護福祉士を取って欲しいと機会があるごとに呼びかけてきました。

それが最終的には、ヘルパーが提供するサービスの品質が向上し、利用者さんからの支持につながると考えてきました。しかしながら、今日そうではない事が分かりました。もっと利用者さんへヘルパーの取得している資格について説明が必要であると痛感しただけではなく、当社はヘルパー全員が介護福祉士取得を目指していることを説明していかなければならないと考えました。

最後に本日の配布資料の6番目ですが、介護福祉士の上乗せの「専門介護福祉士」の件であります。この資料には認知症、障害者等と書かれてありますが、「在宅介護」についても加えていただきたいと思います。「施設」も「在宅」もサービスする対象は、同じ高齢者なんですけど、全く違うところは、「在宅」には必要な利用者さんとヘルパーさんを結びつけるオペレーションという業務が、「施設」には必要ありません。

「在宅」にとって、オペレーション業務は、極めて重要です。利用者さんの状態を捉え、どのヘルパーさんにサービスを担当させるかは、その訪問介護事業の質の善し悪しにもつながります。

専門介護士の中の一つに、是非とも「在宅専門介護福祉士」を入れていただくよう検討いただきたいと思います。

(京極座長) そろそろ時間が来ましたので、最後にどうしてもということがありましたらどうぞ。今まで全員、御発言されましたか。

(井部委員) 時間が余ったら伺いたいと思っていたのは、先ほどのイメージ図です。勝手に、イメージ図担当だと思っているんですけども。前回出したものから大分修正していただいたんですけども、これが最終だとすると、もうちょっと検討の余地があるかなど。

△とか実線と点線の意味はどうか、円があったり四角があったり、つくった人の思い入れが多分にあると思いますので。これは時間の関係で、きょうでなくてもよろしいですけれども、イメージ図はもうちょっと検討の余地があるというふうに私は思っています。

(京極座長) いろいろ苦勞されてつくられていると思います。専門の先生の意見を伺いながら。

(廣江委員) リスクマネジメントとか感染症の項目が落ちているみたいなので、ぜひこれはカリキュラムの中とか、シラバスの中に入るような方向で進んでいただきたい。これは現場の声ですので、よろしく願いいたします。

(京極座長) それでは時間が来ましたので、今回は本検討会の報告書について、御検討をお願いしたいと思っております。本日の議論も踏まえて、座長の私と相談の上、事務局で原案を作成し、委員の皆様方に、あらかじめ送付するようにしたいと思います。



なお、次回は7月3日月曜日を予定しております。余り時間がございませんけれども、事前によくお目通しの上、できれば報告書に修文等書いていただいて、最終的には、全部取り上げると混乱しますので必要なものは生かしたいというふうに考えております。

それでは事務局より、次回以降の開催予定日について、御説明をお願いします。

(後藤補佐) 次回の第8回の検討会の開催につきましては、今座長の方からもお話がありました。7月3日月曜日の16時から、場所は全社協の灘尾ホールで開催したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それではこれで第7回介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会を閉会いたします。座長及び各委員におかれましては、長時間にわたる御議論をありがとうございました。

(終了)